

夏期休暇のお知らせ：令和5年8月11日(金)～8月16日(水)までお休みを頂きます

今年度の最低賃金は、全国平均で41円の引上げという中で、宮城県は40円の引き上げ、923円となりました。昨年が30円の引き上げ額でしたので、対前年で10円もアップしたわけです。当然に過去最高の引き上げ額となり、これに苦慮する中小企業も多いかと思えます。

40円の引き上げ額は、月給額にすると、例えば1日8時間、月間21日を所定とすると、6,720円の昇給額となります。最低賃金は純粋にベースアップ額と考えることができ、給与制度で給与表を使用しているところは、10月以降の給与で底上げが必要になります。ちなみに時給923円ですと、同様に月給額に換算すると155,064円となります。

また、クリニックや変形労働時間等で週の所定労働時間が長いところは、さらに注意が必要で、月額160,000円は、最低ラインになってきます。

しかし、今の時代、最低賃金を見据えながら求人を出していても一向に応募がこないのも現状です。来年度の高卒の求人でもおおむね170,000円以上のところが多いそうで170,000円未満の求人は、よほど休日数が多い等がない限り見向きもされていないそうです。

どこの企業も人材確保は、経営課題の最重要課題の1つとなっております。しかし、せっかく採用してもすぐやめてしまうことも多いようで、同時にしっかりと受け入れ態勢を整えることが必要となっております。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 最低賃金の改定について

今年度の最低賃金について厚生労働省の審議会は、全国平均の時給で41円引き上げるとする目安をとりまとめました。物価上昇を踏まえ引き上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給1002円となり、初めて1000円を超えました。

宮城県の最低賃金は、令和5年度は923円となる見通しです(現在883円)。

現在の最低賃金(883円)に近い給与額の従業員については、早めにご検討頂くことをお勧めいたします。

地域別最低賃金は秋に正式に決定し10月以降に適用となります(電子部品製造業、自動車小売業につきましては12月頃に決定となります)。正式に決まりましたらご案内致します。

都道府県	最低賃金額 (R4.10.1 適用)	R5. 10月以降に適用
青森県	853円	892円
岩手県	854円	893円
宮城県	883円	923円
秋田県	853円	892円
山形県	854円	893円
福島県	858円	898円

2. 令和5年8月1日から支給限度額が変更について

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額が変更になります。

高年齢雇用継続給付（令和5年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 364,595円 → 370,452円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(370,452円)以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、370,452円－(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。

- **最低限度額** 2,125円 → 2,196円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額 478,500円 → 486,300円

下限額 79,710円 → 82,380円

60歳到達時の賃金が上限額超(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

介護休業給付

- **支給限度額** **上限額** 335,871円 → 341,298円

出生時育児休業給付

- **支給限度額** **上限額(支給率67%)** 289,466円

育児休業給付

- **支給限度額** **上限額(支給率67%)** 305,319円 → 310,143円
上限額(支給率50%) 227,850円 → 231,450円

3. 建設業における時間外労働の上限規制

大企業においては2019年4月から、中小企業においても2020年4月から時間外労働の上限規制が適用されています。これは、36協定で定める時間外労働の上限が原則として月45時間、年360時間となり、特別な事情がなければこれを超えることができないという法改正でした。

ただし、建設業は高齢化や慢性的な長時間労働が行われているという背景があり、すぐに働き方を変更するのは困難だという事情で、5年間の時間外労働の上限規制の猶予期間が設けられていました。

この5年間の猶予期間が2024年3月で終了するため、2024年4月より建設業にも他の企業と同様、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

建設業に関する上限規制

	上限
① 時間外労働1か月45時間を超える回数	年間6回まで
② 時間外労働(休日労働含まず)	年間720時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1か月100時間未満 複数月平均80時間以内

※災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。